

(仮称) 鹿嶋第二風力発電所新設事業に係る環境影響準備書  
に対する環境大臣意見

本事業は、サミットウインドパワー株式会社（以下「事業者」という。）が茨城県鹿嶋市において、総出力18,000kW（定格出力3,000kW級の風力発電設備6基）の風力発電所を新設する事業である。

対象事業実施区域及びその周辺には、居住地域が存在している。また、海域を生息環境とするコアジサシ等の重要な種が確認されている。

本準備書は、経済産業省資源エネルギー庁の風力発電事業に係る環境影響評価実施要綱（平成24年6月6日。以下「実施要綱」という。）に基づき作成されたものであるが、本年10月1日に環境影響評価法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第340号。以下「改正政令」という。）が施行され、風力発電所の設置又は変更の工事業が、環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の対象事業に追加されたことに伴い、改正政令施行以降は、経過措置により法に基づく準備書としてみなされている。このため、本事業に係る今後の手続については、法に基づいて行われることとなる。

1. 環境影響評価書の作成に当たっての全般的な留意事項について

環境影響評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、法、電気事業法（昭和39年法律第170号）及び「発電所の設置又は変更の工事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（平成10年通商産業省令第54号。以下「主務省令」という。）に従い、必要な事項を遺漏なく記載すること。

特に、対象事業の目的及び内容、環境保全措置並びに事後調査については、具体的かつ詳細に記載すること。

2. 環境影響評価の項目の選定の再検討について

本事業に係る事業特性及び地域特性を適切に整理した上で、環境影響評価の項目の選定について再検討すること。

特に、工事の実施における「工事用資材等の搬出入」、「建設機械の稼働」及び「造成等施工による一時的な影響」を影響要因とする項目について、必要に応じて選定項目とし、適切な環境影響評価を実施すること。

3. 環境影響評価の予測・評価結果の再検討について

主務省令において、評価に当たっては、環境への影響が「事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されているものであるかどうか」及び「環境の保全についての配慮が適正になされているかどうか」を検討することとされているが、本準備書において、上記の観点が反映されていない箇所が散見される。

このことから、評価書の作成においては、評価に係る根拠や経緯を明確にし、科学的・客観的な予測・評価とするよう、全体的に記載を見直すこと。

#### 4. 騒音及び低周波音について

風力発電設備から最近接の住居まで800m離隔させているが、騒音の測定値が夜間において環境基準値を超過している地点があることから、環境保全措置について検討すること。

特に、低周波音については影響や対策の効果に不確実性があることから、騒音及び低周波音の事後調査の実施及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、稼働時間の調整等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

#### 5. シャドーフリッカーについて

シャドーフリッカーの予測では、平井南地区の住居に風力発電機の影が一時的にかかる結果となっているため、事後調査によりシャドーフリッカーの影響について、既存の風力発電機を含めて確認し、その結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

#### 6. 動物及び植物について

##### (1) 鳥類の現地調査の追加について

鳥類の現地調査において、渡りの調査が春季の3日間に限られていることから、専門家の意見聴取を踏まえ、春季の追加調査及び他の季節における追加調査を実施すること。

また「空間飛翔調査」を行うに当たっては、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」（平成23年1月環境省）を踏まえ、本調査の調査期間では空間飛翔調査の予測を適正に行うにはデータが不足していると考えられる。このため、空間飛翔調査を影響評価の根拠として利用する際にはこのような調査の特徴も考慮に入れ、追加調査を実施すること。

##### (2) 鳥類以外の動物相の環境影響評価について

鳥類以外の動物相については、対象事業実施区域が既に造成等が行われた工業地帯であることから環境影響評価の対象として選定しないこととしているが、工業地帯であっても重要な種が確認される可能性があることから、専門家の意見聴取を踏まえ、環境影響評価の実施について、再度検討すること。

##### (3) 定量的な予測の実施について

動物及び必要に応じて実施する植物の予測においては、重要な種の確認位置と改変区域を重ね合わせるなど、可能な限り定量的な手法を用いて予測を行うこと。また、鳥類のブレードへの衝突について、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」を参考に予測衝突確率を計算し、定量的に評価を行うこと。

##### (4) 環境保全措置及び事後調査の再検討について

(1)～(3)に基づく調査及び予測の結果を踏まえ、環境保全措置を再検討すること。環境保全措置の再検討に当たっては、動物及び植物に対する環境

影響を可能な限り回避・低減する観点から、風力発電設備等の配置等を含めて検討すること。

特に、本地域においては、ミサゴ、オオタカといった猛禽類や渡り鳥が確認されていること、鳥類等の衝突に関する予測については不確実性が大きいことから、専門家の意見を踏まえ、事後調査を実施すること。また、事後調査の実施手法及びその結果を踏まえて検討すべき環境保全措置について、例えば、渡来期の稼働制限等を含めて、可能な限り具体的に評価書に記載すること。

#### 7. 景観について

周辺の居住地域において、設置する風力発電機を見上げるような構図になり、圧迫感を覚える可能性が考えられる箇所があることから、その影響について客観的な手法で予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。

#### 8. 事後調査結果の公表について

事後調査を実施した場合には、その結果について公表すること。また、事後調査の結果に応じて、追加的な環境保全措置を実施した場合は、その結果も含めて公表すること。